

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙7中、

「

区 間	車 種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
全 線		170	280	430	1000
A 区間		100	180	280	650

」

を

「

区 間	車 種	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
全 線		170	280	430	1000
一 部 線	A 区間	100	180	280	650
	B 区間	70	100	150	350

」

に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 0 年 8 月 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝